

令和6年度事業計画書(案)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人まいペース

1 事業の目的

法人設立以来「障がいのある方たちの地域でのより良い暮らしの実現」を目標に、地域での生活をトータルに支援するために、必要な社会資源の構築に力を注いでまいりました。それにより、一定の成果を上げることができたと考えています。しかし、より質の高い支援の充実を図るためには、現在のNPO法人に代って、社会福祉事業を社会的な役割とする社会福祉法人を設立すべきだと考えるに至りました。当法人としては、昨年度より社会福祉法人の設立を目指し準備を進めてきました。その結果、令和6年2月28日に念願の社会福祉法人の認可を頂くことができました。

今年度は、新たに設立した社会福祉法人に、これまで当法人が築いてきた地域づくりの活動と社会福祉法人に社会福祉事業を引き継ぐバトンを渡していく年と位置付けました。

そのために、障がいのある人及びその支援者に対して当法人の趣旨を広報し、理解と参加、協力をより一層得られるよう活動し、計画どおりに事業を推進していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
(1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業	就労継続支援B型・生活介護・グループホーム・短期入所・居宅介護自立生活援助 タイムケア、移動支援	(A) 令和6年4月1日から (B) 須坂市・小布施町・高山村ほか (C) 理事6名 ・常勤職40員名 ・非常勤・パート職員27名	(D) 地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 240名	235,870
(2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法に基づく指定特定相談支援事業	計画相談を須坂市・小布施町・高山村より委託を受けて実施	(A) 令和6年4月1日から (B) 須坂市・小布施町・高山村ほか (C) 常勤職員3名 非常勤〃1名	(D) 地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 210名	11,770

(3) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業	地域移行支援及び地域定着支援(指定地域支援事業)を実施	(A) 令和6年4月1日から (B) 須坂市・小布施町・高山村ほか (C) (常勤職員3名 非常勤〃1名)	(D) 地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 5名	—
(4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援業	計画相談を須坂市・小布施町・高山村から委託を受けて実施	(A) 令和6年4月1日から (B) 須坂市・小布施町・高山村ほか (C) (常勤職員3名 非常勤〃1名)	(D) 地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 90名	5,500

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位:千円)
(5) 障害福祉に係る情報提供事業	「事業所通信・ニュース」の発行。及び時事の行事等のホームページへの掲載	(A) 令和6年4月1日から (B) 適宜 (C) 適宜	(D) 当事業関係スタッフ及び地域の障がいのある人並びにその支援者 (E) 不特定数	0
(6) 社会福祉に係る者、ボランティアの啓発研修事業	地元社協等と連携したボランティア受け入れ育成等	(A) 令和6年4月1日から (B) 適宜 (C) 適宜	(D) 当地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 不特定数	0
(7) その他この法人の目的を達成するために非必要な事業	地域団体等と連携したイベント等への積極的な参加	(A) 令和6年4月1日から (B) 適宜 (C) 適宜	(D) 一般及び当地域の障がいのある人及びその支援者 (E) 不特定数	0